警 察 署 協 議 会 議 事 録

協 議 会 名	令和８年第３回宮城県若林警察署協議会
開 催 日 時	令和８年11月５日（木）午後１時15分から午後２時まで
開 催 場 所	若林警察署４階大会議室
出 席 者 等	１　協議会委員 ・　出席委員～井幡宏斗委員、江刺善之委員（会長） 熊谷元和委員、佐藤奈緒委員 庄子康一委員（副会長）、鈴木一彦委員 立花裕美委員、土屋正一委員 濱中美佳子委員 （五十音順） 以上９名 ２　警察署側 署長、副署長、刑事官、副参事、会計課長、警務課長、 留置管理課長、生活安全課長、刑事第一課長、刑事第二課長、 交通課長、警備課長 以上12名
議 事 概 要	別紙のとおり
備　　考	

備考　所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、添付すること。

別紙

議事概要	**1　協議・報告事項** ⑴　管内の治安情勢等について（署長） 署長から、令和８年９月末現在における刑法犯認知件数や交通死亡事故等の管内の治安情勢について説明がなされた。（委員からの質問なし） ⑵　駐車監視員の活動ガイドラインについて（交通課長） 交通課長から、駐車監視員の活動ガイドラインとして、駐車監視員の活動方針や、最重点地域（連坊、新寺）、重点地域（荒町、清水小路、元茶畑）について説明がなされた。（委員からの質問なし） **2　質疑応答** ⑴　若林消防署向かいの信号交差点について 委　　員：若林消防署向かいの信号が「赤」でも、自転車に乗っている人が東に向かって走っているのよく見かける。 信号機の柱に、「自転車も赤は止まれ」の注意書きの表示があるといいと思うので、検討して欲しい。 交通課長：道路交通法第76条で看板等をみだりに設置してはならないという決まりがあるため、すぐに看板等を設置することはできない。 しかし、御指摘のとおり自転車のルール無視が大変多いことは認識しているため、パトロール強化と自転車に対する指導警告、反則告知を実施していきたいと考えている。 ⑵　遠見塚二丁目のカーブミラーについて 委　　員：カーブミラーは設置してあるが、ミラーを見ないで来る車が多く、通学路でもあり危険である。 交通課長：８月25日に若林区の道路管理者と合同で現場点検を実施し、協議の結果、今年中に注意看板を設置する予定である。 看板は、80センチメートル×25センチメートルの大きさで、黄色地に赤文字で「対向注意」と記載することとしている。 **3　施設見学（宮城県警察学校）** 名取市愛島郷地内に所在する宮城県警察学校の施設見学を実施。 大型輸送車で施設に移動後、職員からの概要説明と施設見学を実施した。